

# 会社訴訟研究

—米国における閉鎖的会社内部紛争解決方法  
を参照して—

石田宣孝

## 目次

- 一　はじめに（判決を回避せんとする一般的商事紛争の特色の一面）
- 二　わが国の会社内部紛争の特色
- 三　米国における一九六三年以前の閉鎖的会社内部紛争の解決方法
- 四　米国における一九六三年以後の閉鎖的会社内部紛争解決の動向
- 五　米国における閉鎖的会社内部紛争の仲裁契約による解決
- 六　むすびにかえて

- 一　はじめに（判決を回避せんとする一般的商事紛争の特色の一面）

米国における、株式会社（以後会社と略す）内部の紛争、たとえば支配株主対反対株主、株主対会社役員及び役員同

判の解決は、判決(judgement)を待たずに落着(settlement)する傾向のあることについては前に触れたことがある。<sup>(1)</sup> あらわんこの傾向は会社内部紛争に限りみられるものではない。また settlement による方法だけが判決を回避するものである。「一九六一年ンカ・ローベクールの調査によれば、政府が一方当事者となつている契約、不法行為事件等は別として、全民事事件の70%は仲裁に流れてしまふの」とある。<sup>(11)</sup> その原因是、裁判に必要な費用(counsel fee, referees' fee)を節約したり、紛争の解決を迅速に行はると意味があるものと考えられる。仲裁(arbitration)による紛争の解決は前述の和解による解決と異なり(米国においては我が國の民事訴訟のような裁判上の和解はない<sup>(11)</sup>)、consent judgement という制度があり、これにより和解に執行力をもたせていく<sup>(四)</sup>。紛争が起つて得る人とをあらかじめ予期して、当事者の合意に基いて紛争の解決を裁判所以外の第三者に委ねる方法である。ただ両者は紛争の合理的な解決と、当事者の合意に基いて紛争の解決を裁判所以外の第三者に委ねる方法である。ただ両者は紛争の合理的な解決といふ点では、一致するものである。この様な和解や仲裁が米国において会社の内部紛争解決の一つの方法となるところ、「この事実は、どかが裁判がうまへこゝでこなさんと反省せしめるのであり、司法機構が一つの曲り角に来てこる」と反省せしめるものであるといふ趣旨の警告も見られている<sup>(五)</sup>。この主張の様に批判的な態度でこの現象をとらえなければならない。また反面、紛争の合理的な解決方法の研究に促進をうながすものもある。日本においても和解事件はあるが昭和三二年から四二年までの司法統計によれば、第一審の通常訴訟事件(地方裁判所)の内和解、放棄、認諾<sup>(七)</sup>および取下による紛争の解決は過半数にもなる<sup>(八)</sup>ことを考えると、米国の仲裁によるそれとは数字の上では類似点を見出せよう<sup>(九)</sup>がである。我が国の仲裁制度に関する発展は特に労働事件に多くみられる(労働紛争が起きた場合、労働委員会(労組法)10条)が仲裁委員会(労調法)1条)により関係当事者の申立に基き紛争の解決を行う)。

その機能及び外国法の研究<sup>(八)</sup>により仲裁が商事取引関係から生ずる紛争の解決に役立つことが予想されていたが、仲裁による解決が好んで用いられていないことは聞かない。また仲裁制度に類似する調停制度<sup>(九)</sup>(裁判所による紛争解決)を見てもその事件数は、宅地建物事件、農事事件に上位を奪われ商事調停事件においては少ない<sup>(10)</sup>。この様な状態で会社内部の紛争を仲裁契約(arbitration agreements)で解決せしとする事件が争われたことは聞かないのはもともとない<sup>(11)</sup>。ところで本稿は、仲裁制度の会社内部紛争解決の方法としての potentiality や、米法を通して考察してみるにいたまる。

(1) Hornstein, New Aspect of Stockholders' Derivative Suit, 47 Colum. L. Rev (1947) 石田直孝、「会社訴訟研究其の一」へ亘、比較民事法研究所紀要四号。

(1) Soia Mantachikoff, Commercial Arbitration, 61 Colum. L. Rev 846—848 (1961) 喜多川篤典、「仲裁制度」、現代法五卷11111頁、小島武司、「海賊仲裁制度の導による訴訟遅延解消の試み(上、中、下)」、判例タイムズ11四九号、11五一弐、11五11弐は、パンシルバニアにおける強制仲裁制度の実態を綿密な資料により詳細におしえてくれる。

(11) 田辺公一、「在外研究報告」、第一号五八頁。

(四) 谷口安平、法学論叢六七巻五号11七頁以下に詳細な研究あり。

(五) 喜多川、前書111九頁。

(六) 明治以降裁判統計要覽七〇頁。

(七) 請求の放棄、認諾が会社内部紛争、たとえば株主総会の決議をめぐる訴に可能かどうかは問題のあるところである。

(八) 池田寅一郎、「仲裁と調停、同一連の書、高田源清、商事裁判制度論、高岡高商研究論集九巻四号一頁以下(昭和十二年)斉藤常三郎、仲裁約款に就て、法律新報四二六、四二七号、中村武、日本に於ける民事商事の仲裁及び調停制度の概要、法曹会雑誌九巻三・四・五号、中村玉吉、紐育商業會議所に於ける仲裁制度、法学論叢11巻11号ハ一頁)。

## (昭和26~42年) 調停事件の種類別新受既済未済件数——地方裁判所

年 次	総 数			宅地建物			農 事			商 事		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
昭和26年	1 382	131	951	211	54	157	260	104	956	45	10	35
27	6 377	5 950	2 719	1 206	907	606	1 626	1 493	489	223	210	62
28	8 175	7 541	3 353	1 473	1 279	800	2 468	2 349	608	301	193	70
29	9 629	8 823	4 159	1 474	1 319	956	3 162	3 036	734	222	211	81
30	9 199	9 137	4 221	1 926	1 585	7 297	3 317	3 199	862	165	160	86
31	9 653	9 599	4 275	1 947	1 923	1 321	3 512	3 508	866	218	103	101
32	9 190	9 259	4 208	1 888	1 875	1 334	3 254	3 236	884	218	210	109
33	9 297	8 921	4 582	1 771	1 649	1 456	3 166	3 043	907	218	199	128
34	8 644	8 673	4 554	1 639	1 610	1 485	2 837	2 886	858	225	257	69
35	8 149	8 339	4 353	1 502	1 591	1 393	2 719	2 736	840	214	205	105
36	7 256	7 598	4 011	1 367	1 443	1 317	2 197	2 260	777	229	235	99
37	6 488	6 807	3 692	1 204	1 386	1 135	1 925	1 943	759	209	208	100
38	5 964	6 288	3 368	1 116	1 211	1 040	1 744	1 789	714	261	236	80
39	5 909	6 014	3 263	1 118	1 155	1 003	1 613	1 673	954	310	293	97
40	6 036	5 973	3 326	1 160	1 052	1 111	1 619	1 643	630	377	359	115
41	5 803	6 036	3 093	1 118	1 177	1 052	1 658	1 607	681	317	345	87
42	5 488	5 584	2 997	1 074	1 115	1 011	1 506	1 555	632	274	260	101

年 次	金銭債務臨時			一 般 調 停			鉛 告			民事特別		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
昭和26年	...	...	...	865	263	602	1	-	1	...	...	...
27	-	29	16	3 305	2 622	1 282	15	6	12	2	683	252
28	-	7	9	4 010	3 576	1 719	22	25	9	1	112	141
29	-	2	7	4 748	4 174	2 289	23	20	12	-	61	80
30	-	3	4	3 755	4 165	1 879	36	21	27	-	14	66
31	-	1	3	3 945	3 918	1 906	31	28	30	-	18	48
32	-	1	3	3 811	3 891	1 828	19	33	16	-	14	34
33	-	-	4	4 120	3 911	2 072	22	19	19	-	-	-
34	-	-	3	3 914	3 887	2 100	29	33	25	-	-	-
35	-	-	3	3 691	3 781	2 003	23	26	12	-	-	-
36	-	-	-	3 439	3 637	1 805	24	23	13	-	-	-
37	-	-	-	3 119	3 277	1 687	31	33	11	-	-	-
38	-	-	-	2 877	3 040	1 524	11	12	10	-	-	-
39	-	-	-	2 865	2 887	1 502	3	6	7	-	-	-
40	-	-	-	2 868	2 911	1 459	12	8	11	-	-	-
41	-	-	-	2 706	2 898	1 267	4	9	6	-	-	-
42	-	-	-	2 629	2 644	1 252	5	10	1	-	-	-

- 注1. 本表は民事調停（法昭26法222、昭26.10.1施行）による調停事件を種類別に分類したものである。
2. 民事調停法（昭26.10.1施行）前の各法律に基づく調停事件の件数も本表に含まれている。

(九) 商事事件の紛争解決について田中耕太郎、商法總則概論、一二頁は「商事事件に於ては、争点が純法的、技術的、合理的であつて感情的のものではなく、人類の素朴的正義觀に直接觸接せず、争は利害の打算と法律的理論とで解決さるる故に、訴訟は、法律的技術的困難は格別として民事事件の場合よりも解決容易である。此の故に、ターレルの洞察せる如く商事事件に就て民事事件の場合よりも和解の率が多いのは當然である。」と商事調停の利用価値を高く評価されるが、次の註(一〇)の表(一六四頁)を参照されたい。

(一〇) 前掲裁判統計要覧八六頁表(一六四頁の表)(註九の参照として)、この統計は昭和二六年の民事調停法以後の地方裁判所に係属した事件であり、商事調停制度そのものにも変化があつたわけである。しかし、商事紛争が必ずしも打算的解決によって処理されるものとは考えたくない。

(一一) 東京高決、昭二四、一〇、三一、高裁民集二巻二四五頁は、会社の定款の内容が、取締役の選任等に関する株主総会の決議につき県知事の承認を要する旨の定款の規定は無効であるとの決定をなした。本件の定款の内容は、仲裁契約とは考えられないが、この事件についての判例研究の中で（判例研究三巻四号二三〇頁、石井照久、鶴常夫）「株主総会の決議について何等かの制限を定めること（例えば、本件のように特定の行政機関の意思にからしめる場合の外、労働組合、若しくは経営協議会の同意を必要とする旨定める場合は、所謂子会社において子会社の取締役の選任につき親会社の同意を要する場合が考えうる。）は株式会社の最高機関たる株主総会の決議の「絶対性」がそれだけ制約されるだけのことであり、事は専ら会社のAutonomieの自治的制約の問題であつて、それによって会社の意思決定の「方式」としての株主総会の最高機関性は少しも変更されたことにはならない」とされた。

結局、本件の株式会社の本質に反する無効のものであるという判断に対して、会社のAutonomieと經營支配の方式としての総会の最高機関性を混同するものであるとする考察は正に当を得たものと思う。变則的な定款の規定に対し何が何でも会社の本質と結び付け結論を出す考察方法は改めねばならぬものである。本件については外にも色々の判例批判が出ているところを見ると商法の改正がまだ行わっていない当時、つまり取締役会制度の確立を見ていなければ、株主総会に絶対性を与えていた法体系のもとにおいて、本判例批判は全く画期的なものであつたし、現在においても定款の本質の解明に当つては多大の影

影響力をもつものと考える。しかしこの判例以後は、会社法における定款の記載方法は全くといつていい程、実定法規に近づけしめている。この点については後述（一九八頁）。それ故、仲裁契約による紛争の解決を意図する方法は、当事者が意欲すると否とに拘らず実現性に乏しいことは一応理解できるのであるが。

## 二一 わが国の会社紛争の特色

会社の内部紛争を、これ等の裁判制度の機能面から観察したもののが少ないので残念である。前述の田中耕太郎、「商法総則概論」一二二頁、石井照久、「企業と裁判」は商事紛争をこの方面からとらえたものである。なかでも商事紛争の概念の分析その実証的研究がなされている後者の論文は、本稿及び本稿の前稿に色々な示唆を与えてくれた。その後、この様な考察方法が陰をひそめたのは、昭和二五年を発端とする一連の英米法制の紹介に多大の時間が費され（また実際にその様な時間は必要だった）たものによろう。しかし昭和三九年に出された霜島甲一、決議を争う訴訟物（判例総合研究）民事訴訟雑誌第一一巻における数々の実証的分析は、株主総会の決議の無効、取消、不存在の請求原因の基礎になる事実の解説に重点をおいて考察し、石井教授のものとは異なるが、やはり会社内部紛争の解決にあたっての日本法の実情を如実に提示している。これ等の研究方法、態度の合致が、即ち、会社内部紛争の裁判面での実態たとえば（一）資本の額、従業員の数による紛争発生の数値、訴訟が係属して紛争の内どれ位の割合が判決を得ているか、（二）及び実体法上の面で紛争の起る原因となるものは何か。（三）あるいは紛争の深刻性の度合（会社が解散にまで

追い込まれる、いわゆる deadlock の問題）の究明が、要求されるところである。これ等の実証的研究については後日に譲る。

日本において会社内部紛争といわれるものは、いわゆる株主総会の決議の有効・無効を争って展開されるものである。株主総会で取扱うことの出来る決議には次の様なものがある。（一）会社の組織及び経営に関する事項（商法〇四、一四五、三四一、三七五、四〇五、四〇六、四〇八）（二）取締役その他会社役員の選任解任に関する事項（商法二五四、一五七、一八〇）（三）株主保護その他の見地から取締役会の決定に委ねるのが不適当として総会決議事項とされたもの（商法一四六、一六四、一六六、二六九、二八〇、四三〇）<sup>(1)</sup>、またたとえば会社の業務、財産状況の検査を裁判所が代表取締役に命じて総会を招集することができる（商法一九四）<sup>(2)</sup>、とか吸收合併の報告総会の招集（商法四二条）等のものも考えられる。この様に決議を分析し、かつ決議の内容によって起る紛争を分類される、霜島教授の前述の研究を見ると（教授は、訴訟に係属した紛争事件を非常に綿密に網羅している（一一七頁～一三〇頁）。これを用いたいただく）昭和一四年三月三日～同三九年三月六日の間の地方裁判所に係属した一〇〇件の内約過半数の事件が一つの内容に集中していることに気が付く。<sup>(1)</sup>それは前述の（二）の会社役員の選任、解任をめぐっての訴である。これは当然なことで会社が財産的なピンチに陥っている場合、例えば資本の減少を余儀なくされたり更に、解散状態に追い込まれた場合は、会社役員の後退に活路を見出さねばならないだろう。またピンチに陥っていないくとも特定の取締役のとる経営方針が気に入らない場合にも、取締役の解任を株主総会の決議にはかれるのである。まして、取締役に職務遂行上の違法行為があれば、取締役の解任及び選任は紛争当事者にとっては重大な関心事となり、紛争が表面化してい

なくとも、二年を越えることを得ない取締役の任期を境として取締役の選任、解任が問題になるのは当然である。もちろん、その他にも、会社の企業年度の決算に基く計算書類の確定および利益処分の決定をめぐる紛争、あるいは新株の発行をめぐる紛争等が考えられるが、会社の支配権を握る役員の選任解任が問題になる(一)の類型の紛争以上に問題が深刻化するものは少い。そして、紛争の解決を金銭的(例えば、損害賠償、不当利得償還請求、介入権の行使)に行うことの不可能なもの程その深刻化は、増すことが考えられよう。

この様に紛争を決議の内容においてとらえる研究は、既に西原寛一、「会社乗取りの法的考察」、服部栄三、「新株発行と会社支配」、等によつて為されて来たところである。しかしこれ等の研究は、いづれも紛争を大規模会社の事例に限定し、その紛争の特徴として、株式の自由譲渡性、あるいは別の言葉でいえば、株式の市場性との問題の解決に終始している。これ等の論文が現われた当時(昭和三〇年前後)の背景を考えると、例の白木屋事件<sup>(五)</sup>を筆頭に、東亜石油、帝国ホテル、東洋精糖、河合楽器、中山製鋼、日新高分子、近江絹糸とこの種の紛争が続発していた事実が背景にあり<sup>(六)</sup>、会社法研究者達にとっては、乗取りは深刻な問題であった。私はその研究の成果をむしろ肯定するものである。しかし会社の乗取りは、ひとり大規模会社のみの現象である訳ではなく紛争の深刻化の激しい小規模会社のこれに関する研究も望まれてしかるべきであろう。また、大規模会社のこの種の紛争は、昭和四六年七月一日から施行される改正証券取引法に盛り込まれた諸制度、(第一章企業内開示制度、第三章有価証券の公開買付の届出制度等)によつて、おそらくその紛争の発生は困難になる、だろう、からである。証券取引法の改正の問題については、米国の証券取引法<sup>(七)</sup>の影響が大であったことだけに止めることでは触れないでおく。

確かに、証券取引法の規定の適用をうけるような大きな会社について、株式の会社乗取りを実行する第一手段である買占は、起り難いであろう。しかしそれは、小規模会社の支配権争奪の紛争の回避には、全く無用であることを意味する。またその理由の一つとして資本金別法人企業数を見ると(統計は古くて適当ではないが)、昭和三一八年度(昭和三九年一月末)当時の法人企業統計年表によると、資本金二百万円から一千万円未満の企業数が全体の約八〇%以上も数えられる<sup>(八)</sup>。これ等の企業は、いずれも米国における閉鎖的な会社の範疇に入るものであり、その内部における紛争が起りうるとすれば、その形態は必ず会社の支配に関するものであることが推察される。閉鎖的ゆえに株式の公開は行われず、公開されないために、会社支配に反対の株主は、株式を自由に譲渡することも許されない。閉鎖的ゆえに会社の機関にあたる部分をしめしているものは、家族関係者であることが多く、家族関係であれば紛争は起り得ないかといえば、そうではない。会社の支配的地位にあつた株主が死亡することによつて、企業は当然に消滅するものでないから(商法九四、四〇四条<sup>(九)</sup>)、その地位の相続をめぐって起る紛争は、あたかも家事審判事件の様な状況を呈することも考えうるわけである。また、夫婦、子供で企業を経営していて、夫婦が離婚をした場合なども、その紛争の解決方法において、商事紛争が通常もつてている一つのパターンでの解決は期し難くなつてくるものと考える。

米国においては、よく次の様なことがいわれている。「株主は、通常、意見の不一致(dissension)、職権濫用(oppresion)、デッドロックの司法上の救済を期待しない。それは、裁判所が詐欺もなく、受託義務の違反による違法もないような経営上のあるいは企業方針上の紛争を、詳細に審理するのをきらう(reluctant)からである。」裁判所のこの様な能度は、米国に限らずもつともなことである。たとえば、紛争により会社解散を判断する場合(商法四〇六)

二解散判決）、企業存続か解散かの判定に際して、裁判所が、非常に苦しい立場に立たされるであろうということは、容易に推察されるであろう。つまり法文からいえば、商法四〇六条ノ一の「已ムコトヲ得ザル事由」の事実認定に際して、裁判所は、裁量権を発揮できないことになっている。しかし裁量権を行使することなしに判断を下さなければならぬとするのは、事実上不可能ではないだろうか。この会社解散判決は、裁判例を多くみない。唯一つ、会社の解散を判断した事件（「已ムコトヲ得ザル事由」ありとしたもの）がある。本稿の論ずる閉鎖的会社の内部紛争の典型がその中に見られるので、その内容を概括してみよう。本件の事実関係は、おおよそ次の如くであった。

「被告会社は服の製造販売等を業とする株式会社であり、昭和三年五月に設立登記をしたが、それまでは、約二十年続いた個人経営の同族会社であった（所謂法人成りである）。発行済株式総数は千株で、そのうち原告Tは百株を、原告Mは五〇株をそれぞれ有する株主である。原告等は同族の将来の生活の安定を計る目的で設立されたものであつただけに、他人が会社の經營に参加することを好ましく思わなかつたので、役員はもちろん、株主もすべて原告Tの親族と、S（Tの次女の婿）の友人だけを占められていた。設立後の株式保有の内訳は、原告T百株、S百株、Tの妻W五〇株、次女のF五〇株、そのほか友人らに五〇株づつが割り当てられた。その後持株は事実上は原告TとSにそれぞれ譲渡され（名義書換はいずれも未了）原告TとSがそれぞれ五百株の株式を自由にできる立場にある。原告Tは、会社設立後は専務取締役のSに經營の一切を委していただところ、被告会社は設立以来赤字が続き、原告Tからの借金でようやく営業を続けてきたが業績は一向に上らず、かえつて負債が増加するばかりで昭和三四年三月ついに、約束手形の不渡を出したため、同年四月銀行取引を停止され經營は全く行き詰った。このようなことから、役員間には意見の対立が生じ、同年五月下旬頃、被告会社の經營の中心であつたSは取締役の辞任を申し出て、以後出社しないので、被告会社は原告Tからの借入金四百万円余の負債を抱えたまま經營は全く停頓してしまつた。積極財産もほとんどない。そこで被告会社はSの後任取締役選任のための株主総会を召集したところ、Sは出席せず、定足数に満たないので総会は成立しなかつた。また、たとえSが出席し総会が成立したとしても、両者は五百株づつの議決権を有するので決議が成立したものであると考える。

（一）境一郎、注釈会社法（4）九頁以下にその分析の詳細あり。

（二）ただこれ等の事件がどの様な企業の規模の会社に起されたものかについては、残念ながら未調査であるが、これも後の研究（三）（二）の二、三人の共同で会社支配者に対決することは容易である。つまり、少数主権行使するのに必要な資本の一〇〇分の三を所有するのは、大規模会社より容易であり、また議決権がイーブンになる可能性も比較的高い。日本では、まだこの種の閉鎖的な会社の紛争が起きて、デッドロックが生じ、会社の解散にまで追いつめられた事例は、先の大坂の判例以外は判例集上には現われていない。しかし、株主総会の決議をめぐって起された多くの事件の中に、この種の紛争に移行するもの、あるいはその可能性があるものもあるのではないかという疑問は、究明されなければならないであろう。この様に、閉鎖的な会社内部紛争の解決に関する研究の関心がうすい日本の現状の中で、一人、所謂、会社内部の紛争の仲裁による解決の米国における実情を紹介しておられる喜多川教授の論文は、非常に有益なものであると考へる。

究に譲りたい。また最近、長谷部茂吉判事は、「株主総会決議不存在確定の訴は、会社の行為の発生源である取締役選任決議の存否についてだけ認められるべきである」と提案される。「株式会社法の実務上の諸問題」法曹時報113巻8号1回頁。

(III) 西原寛一、「会社乗取り」の法的考察、株式会社の法理論と実際1ハ〇頁以下。

(IV) 服部栄三、「新株発行と会社支配」企業法研究創刊十周年記念119頁。

(V) 東京地裁判昭31〇・七・八、下民集6巻7号136頁。

(VI) 西原前書、一八一頁。

(VII) 矢沢淳、アーサー・フライシャー、連邦会社法の一考察、アメリカ法一九六六—1、九頁以下。

(VIII) 矢沢淳、会社法の展開と課題165頁。

(IX) 小町谷操三、合名会社の社員の死亡と相続人の地位、松本還暦記念119頁によると、合名会社の社員の死亡によってその社員は退社を余儀なくされる（商八五3）。その結果、その社員は、概ね積極的財産の分配にあたかることができない。そのため定款にしばしば、社員の地位を承継する旨の記載を置くよう。

(10) 1 F. O'Neal, Close Corporations, supra note 2, §§ 4,01—30, Mandatory Arbitration As a Remedy For Intra-Close Corporate Disput, 25Arb J 171, 56 Va. L. Rev 271 (1970).

(11) 大阪地判昭31五、1'111'下民集111巻7号1〇七八頁。服部栄三、民商法118巻6号1〇11頁の判例批評あり。なお本件は合資会社の事例である。

(12) 喜多川、株式会社の法理9〇頁、「商事仲裁と法の抵触」英米私法論集末延還暦記念1116頁、「商事仲裁の法理序説」民商法四五巻5号63頁、「仲裁—国際商事仲裁に重点をおおいつ」経営訴訟1193頁、その他本稿にて述べるのは省く。

### III 米国における一九六二年以前の閉鎖的会社内部紛争の解決方法

米国において、閉鎖的会社の紛争解決の方法として、仲裁制度が本格的に利用される様になつたのが、やまつ一九六二年九月一日、ニューヨーク州が民事手続法および規則 Civil Practice Law and Rules, Article 75, §§7501-7514, (以後「ヨーク新仲裁法」と呼ぶ)並びに一九六二年四月一日のニューヨーク事業会社法 (New York Business Corporation Law) 1〇一条a(1) 及び1〇11条a(2)を施行して今やその仲裁契約 (arbitration agreements) に強い権限 (同法上及び行政上の救済と同等の管轄権) を与えたこと引起する。このニューヨークでの仲裁制度の会社紛争への積極的活用は、もや謙一朝一夕でないためではなく、閉鎖的会社内部の紛争を仲裁で解決しようとする考え方の根源になるものとして、米国の会社（株式会社）の組織の特徴が組合法 (partnership) 的性格を、强行法規的性格ともいわゆるあわせてもいいふうに位置づけられる。所謂 stockholders' agreements と呼ばれてくるのである。これが紛争の仲裁による解決の基礎になるものであると考えられる。ホーリンタイン教授は、「閉鎖的会社における株主契約」 という論文（一九五〇年）に、各種の株主契約の可能性を説いている。されば、(1) 取締役及び株主が会社を支配する場合の合意として (イ) 取締役の選任、解任に関するもの、(ロ) 同じく役員の選任、解任に関するもの、(ハ) 会社の方針の決定に関するもの、(リ) 多数決原則の変動（例えば、ニューヨーク州では、定款の

変更及び取締役の員数の変更を行ふ場合、全員一致(unanimity)が要求されたが、幾多の法律(New York Stock Corporation Law 1948 §9, New York Stock Corporation Law 1949 §§35-39)の改正によつて多数決の内容に変化が見られ、(ホ)解散に関する合意。(II)株式の買売に関する合意とし、(イ)株式の譲渡自由の制限に関する(sale agreements)、(ロ)相続に基づく資産の買戻しに関する(purchase agreements)。(III)仲裁、(ル)の様な契約の中で仲裁を取扱つたものは、他に多くを見ない。恐らくこれが会社内部紛争を仲裁によつて解決しようとする最初の積極的な論文であらう。種々の分析がそいだ誠みいねじる。

(ル)の契約の内、あるものは、その後、議決権信託契約(voting trust agreements)の発展などによく見られる様に色々な進展を見せ、その制度は日本法にも重大な影響を与えてくる。例えば商法1119条の株主総会での議決方法、議決権の行使の方法をめぐり、同法4項の議決権信託との関係、(信託の方法で委任状を固定化する)ことが、有効か無効かの問題は色々と問題の多いものである。ル等の契約の中で、ただひとつの仲裁に関する制度だけは、日本においては、前述の様に紹介はあるがその導入に際して、非常に慎重であり、否定的である。もちろん、米国においては、企業組織そのものが組合的性質をもつという仲裁を受け入れ易い基盤があり、それを援護する強力な機関(アメリカ法曹協会、アメリカ仲裁協会等)があつたわけである。だがその経緯をみると難問が山積みされていた。一九一〇年、ニューヨークで裁判所に仲裁契約(agreements to arbitrate)及び仲裁判断(arbitration award)を執行する(enforce)権限が初めて与えられた(New York Arbitration Law 1920)。その歴史を、ゆく段じての仲裁契約(ややく、単なる株主の合意に基づくものもあるが)があつた。ただし仲裁が紛争の迅速な解決になるとこうしたのがあまり多く提起されている。

り知られていないなかで、当事者間に紛争が起ると、それは緊張の極に達するのである、とわれている。<sup>(六)</sup>

これ等初期の仲裁契約のなかでもよく利用されたのは、株式の価額の決定を委ねる方法で、その実例は多くみられる。例えは株式を譲渡しようとする者は、他の株主に一定期間内に公正な価額(fair value)で買取るべき申出をなし、その期間内に買取る者がいないとしに初めて、株主以外の第三者に譲渡しうる旨及び、その際、株式譲渡の対価についても両当事者の意見が一致しないときは、仲裁にかけることがやめるとする合意が少なくなかつた。しかし当時は、かかる事実問題の認定については制定法(ニューヨーク仲裁法、一九一〇年)は適用されないと考えられていたから、どちらか一方が仲裁人の選定に応じなければ、仲裁手続の実施を一方的に進めるとは不可能であった。また、その他、ローンシャタイン教授の記述の中には、Chase Nat. Bank of City of New York v. Manufacturers Trust Co., 265 App Div. 406, 39N.Y.S. 2d 370 (1st Dep't 1943) 事件などで、株式価額の仲裁もある。しかし、株式の所有者が死亡した場合の株式の譲渡契約や、定款中、遺言として記載するような契約が有効か否か、を争う問題の重要性の方を強く指摘している。結局同事件に対し、裁判所は、遺言が要求せられる株式の規定(强行法(遺言法))があるから、執行するにむかわないとし無効であるとした。しかも拘いやその後の種の事件は数多く提起されている。

しかし、別の面からみれば、株式の譲渡価額に関する紛争を仲裁によつて解決するには、税法上、愚かしいといふであるから仲裁がこの種の紛争に利用されることがあつたと考えられない。また、紛争の対立者の力関係が決定な場合は、紛争がデッドロックに移行する緊張度もそれ程のものではないと考えられる。

その他の一九四〇～一九五〇年当時の混沌期に、<sup>(11)</sup>この様な仲裁契約の種類があつたかといふ点も掲げておく必要がある。次のものが挙げられる。<sup>(12)</sup> (1) 取締役の選任その他の株主間の議決権行使に関する協定の不一致について、仲裁にかかるべきとは無効 (Robert v. Whitson, 188 S. W. 2d 875 (Tex. Civ. App 1945), Motherwell v. Schoof(1949)4D. L.R.812)。 (11) 取締役、役員としての誠実性、適格性の判断による株主間あるべき取締役間の協定について取締役及至役員の解任を多数決で強行したりやるとがなによくに約したり、また誠実に業務執行に当たるがゆゑに相互にその地位を保証し合ふべきな議決権行使を約し、もしかかる取締役・役員の誠実性、適格性の判断によるがゆゑに取締役の業務執行の不法な侵害である故に無効としたもの。 (Matter of Allied Fruits & Extract Co., 243 App. Div 52,276 N.Y. Supp 153 (1st Dep't 1934)) (11) 取締役の任務違反に伴う責任追及のための代表訴訟に代えて、かかる紛争を仲裁に付すべし株主間の約定によるが、保譲されるべき主体は、会社であつて株主でなく、会社と取締役との関係であるからいわばは当該仲裁条項の対象となるとして会社の公序に反するもので無効とされた (Application of Diamond, 80 N.Y. S. 2d 465 (1948))。 (四) 会社がデューリックに乗り上げたとき制定法の定める以上に従つて裁判所に解散判決を請求する代りに仲裁にかける約定も、会社法の公序に反する故無効であるわれた。 (Matter of Hess, 108 N.Y. L.J. 555 (1942))。

以上の様に仲裁によって紛争の解決を図らんとする田論見ば、<sup>(13)</sup> (11)の例外を除いてハルビング会社の公序に反するものと判定されたのである。しかしこれ等の仲裁を肯定する判例並びに論文は、後のニューヨーク新仲裁法及びニューヨーク事業会社法に多くの影響を与えたことは確かである。<sup>(14)</sup> が、回じへボーンショタイン教授の記述であるが、

閉鎖的な会社が存在する限り、株主契約をあたねはならない理由として、イギリスの私会社が取締役会の制度を要求していながら、並びに米国においてアイオワ州《Iowa Code (1946)》<sup>(15)</sup> は、それと同じ法律が存在するかとを指摘していく。 ニューヨーク統一般会社法 (N. Y. Gen. Corp. Law §27) が、事業会社は、取締役会によって運営されなければならぬとする規定に対し、取締役をして、彼等が会社をいかにして運営していくかを、決定する株主契約 (満場一致による) を禁止するものであらうかといふ。取締役会が法律上必要とされる公序上の要請を否定的にとられた考察は、我々にも参考とする面が多く存すると思ふ。この考察の具現として、ニューヨーク事業会社法6100条(a)(b) (一九六二年、なお一九六四年法律第七一五章及び一九六五年法律第八〇三章により修正)、<sup>(16)</sup> ふわゆる、議決権による取締役会の権限の排除があげられる。閉鎖的な会社も、株式会社には違ひなく取締役会の権限とそれがいる事項を仲裁人の判断に委ねるのは、株式会社の公開性という性質に鑑みて、公序に反しないかという疑問がなくはない。恐らく日本で閉鎖的な会社にこの種の契約が現われた場合まず第一に問題になるのはその点であらう (前述(一項註一) 参照)。しかし我々が日本の閉鎖的会社を考える場合、米国における初期の株主達の冒険とも思える試みには、注目しなければならないであろう。

その後のニューヨーク新仲裁法が出てから後の研究は前述の喜多川教授の補遺に詳しう。つまり新仲裁法 (これは、一九五三年九月一日のニューヨーク旧民事手続法 (Civil Practice Act, Article 84 殊に §§ 1448—1450) の改正によるものである) 同法七五章七五〇一条は「将来生ずる、または現存するいかなる紛争を仲裁に付す書面による合意も、紛争の裁判可能性と関係なく、強制力をもつ、かつられを強行し、裁定について判決をくだす管轄権を州裁判所に付与す

る」も、株式を譲渡する場合の株価からの生ずる紛争は、勿論のじと、将来起らるる可能性の漠然とした紛争でも、単なる事実問題、鑑定 (appraisal)、あるいは平定法に違法である様な合意も、全く認められる様になつた。

- (1) George D. Hornstein, Stockholders' Agreement in the Closely Held Corporation, 59 Yale L. J. 1040—1056  
 (1) 日本における龍田節教授の「マサ・ハーバーにおける議決権の排除に関する初期的研究、菱田政宏教授のアメリカにおける同の問題に関する初期的研究」注田和也著「内部紛争の研究」(1962年)。

- (11) 鈴木竹雄、「議決権信託の効力」、田中誠一先生古稀・現代商法学の諸問題(1962年)。  
 (12) 喜多川篤典、「株式(有限)会社における内部紛争解決の方法」との仲裁——合併契約における仲裁条項の検討のため「海外商事法務調査会会報」五号七頁以下。

- (15) 喜多川、「商事仲裁の法理論」、法社会学の諸相(大1頁)、正龜慶介「[1]人会社について」、神戸法学雑誌(1959年)、九〇頁。

- (16) Hornstein, ibid. 59 Yale L. J. 1051.

- (17) マーベルターナーの論文の題名「固執のControversies under Stockholders' Agreements, 5 Arb. J. 62—63 (1950) および Note, Arbitration as a Means of Settling Dispute within Close Corporation, 63 Colum. L. Rev. 286 supra の脚注を註へ。

- (18) In re Flether, 237 N. Y. 440, 143 N. E. 248 (1924).

- (19) 喜多川、「前掲会報」五卷九頁。

- (10) 1 Horstein, Corporation Law and Practice 248, In re Galewitz' Estate, 3 Misc. 2d 197, 148 N. Y. S2d 823 (Sur. Ct 1955), modified 3 A.D. 2d 280, 160 N. Y. S 2d 564 (1st Dep't 1957), affirmed 5 N. Y. 2d 721, 177 N. Y. S. 2d 708, 152 N. E. 2d 616 (1958) に対する反対の判例であるFerrara v. Russo, 40 R. 1. 533, 102A. 86, L. R. A. 1918B, 905 (1917) の判決が一九五六年ロードアイランド州法(R. I. Gen Laws 1956, § 7—12—1) の変更に影響を及ぼすものである。

- (11) Hornstein, ibid, 56 Yale L. J. 1051.  
 (11) ハーバーの分析は喜多川教授前掲会報「五卷九頁」に詳しく述べられてゐる。  
 (12) (11) の分類は前掲会報の「マサ・ハーバー (Leventhal v. Atlantic Finance Corp, 316 Mass. 194, 55 N. E. 2d 20 (1946))」  
 (11) の分類に並んである「マートッキ (Martocci v. Martocci, 42 N. Y. S2d 22 Sup. Ct) att'd men, 266 App. Div. 840, 43 N. Y. S. 2d 516 (1st Dep't 1943)」  
 (13) Hornstein, ibid, 56 Yale L. J. 1056.

## 四 米国における一九六二年以前の閉鎖的会社内部紛争解決の動向

(ア) ハーバー・マサ・ハーバー・マートッキ、ダブル・オールソンの所説によると

前項の如くハーバー新仲裁法により閉鎖的会社内部の紛争の仲裁による解決が、アメリカ会社法の根本をゆきるがゆめであり、多州に与える影響大なるものであることが予想された。先の喜多川教授の研究報告は、同法律が改正された前歴のあるもので、その後の法律に対する反響には興味が持たれるとしたのである。その後出された閉鎖的な会社の株主の緊急的救済方法についての研究をみてみると、株主間に仲裁により紛争を解決するから合意がなかつた場合、それをどのようにして解決するかというような方向に、対象が移つてくることに注目しなければならない。それな、会社の設立者が設立後紛争の起るといふを十分見越して仲裁契約を起草しなければその救済措置は全く無駄になつてしまふからである。また仲裁による話し解决などの様な研究があるが観察してみる。閉鎖的会社の研究

で有名なオニールの教科書を指頭に幾多のものが見られる。<sup>(1)</sup> これ等の研究は、いずれも実体法上の立場から、リヨーヨーク新仲裁法のあり方に対しても色々な問題を提起するものであると考える。

ただ、株主の仲裁契約を表面から取り上げたものば、ケスターの研究を除くほとんど回響のものが見ださ。最近になつて、Sammel S. Jones & Robert W Olson の *Mandatory Arbitration as a Remedy for Intra-Close Corporate Disputes*, 56 Va. L. Rev. 271 (1970) が出了のば、それ故注目されるものである。以下、彼等の論文に従つてその概要を紹介しておくる。

これらによれば、最近における閉鎖的会社の立法上及び司法上の取扱の変化を概観して、先ず閉鎖的会社に特別な取扱をする規定が最近になつて多くの州で制定されたが、その州及び法律とは、デラウェア、DEL. CODE ANN. tit. 8, §§34-56 (Supp.1968) ハヨリダ、FLA. STAT. ANN. §§ 608 0100-0107 (Supp.1969)、マヨーリハム、MD. ANN. CODE art. 23 §§ 100-11 (Supp. 1969)、ペンシルベニア、PA. STAT. tit. 15, §§1371-86 (Supp. 1969) である。ながらも、次の諸州 (キャリッカーニー、ジモーシー、イリノイ、トイオワ、ケンタッキー、シカゴ、ニューヨーク、ノースカロライナ、オハイオ、サウスカロライナ、テネシー、テキサス、ウスコンシン、ワイオミング) は、閉鎖的会社紛争に特に有利な手続を置く様に、一般会社法を改正してゐる。そして、これに対する裁判所の態度にも、同じような傾向が見られる」と、即ち、会社経営においては、多数決原則は（絶対）侵されざるものではなく、取締役会の下した経営上の判断も、決して再検討することができない、とする原則を弛めて行く意思をみせてゐる、としている。<sup>(11)</sup> (次に、これ等の変遷の足掛りを幾多の制定法を通じて観察していく。)

I 任意的規定 (Permissive Statutes) 閉鎖的会社の紛争の解決は、事前に当事者間の契約を要求したり、学識経験者の援助を要求する強制的 (mandatory) たるものよりむしろ任意的なものの方が多くなると指摘している。例えば、I、IIの訴訟では、会社を組合、株主をその構成員と考え、それ故に株主間の合意 (stockholder agreements) によって、会社紛争を取り扱ふものであるという單なる理由から、株主の合意を無効にしないよう (努力) してゐる。これ等の合意の内容となるのは、配当方針、経営組織に関するもの (<sup>(H)</sup>の判例については、註五で詳述する)、議決権の行使をコントロールしたり、あることは参加株主のより株式の価値が不均等であるように、会社紛争に際して、平等に発話するなどを許すよくなものもあるようである。<sup>(K)</sup> これ等の合意は、一面でドロップや少数株主の抑圧を生ぜしめる」となる株主間の紛争を回避する試みとして考へる事ができる。(仲裁によるものでなく)、また将来の紛争を回避するものとして先に述べた(本項註一)カーンの論文には、抑圧された反対株主が、自分の財産を処分することを希望した場合、強制的に買取契約を結ぶことが出来るところに關する新しい研究が見られる。

解散についても、特別の事態が生じた場合、会社を解散せんとするのである、株主の合意を、数州で規定している。そして、その様な契約の中で抜け目ないものには、一人あるいはそれ以上の株主が解散を希望すれば、とふう表示を行つてゐるものもある。しかし更に典型的なものには、解散に色々な条件を付けている。(例えば)予定していた価額で申し出た株式を他の株主が拒否した場合、あるいは、解散が関係者の最も利益になるものであるという仲裁人の判定がある場合、もししくは、企業の鍵を握る者が死亡したとか、利益配当を出すことができなくなつたとふうような場合が、それにあたる。<sup>(H)</sup> これ等の任意的な規定による契約が、予測するところは、株主達に紛争が始まつた初期の

段階で、自分達に出来るだけ有利な恩恵に預かる立場を選べる機会を、与えてやることにあるのである。しかしこの予測は絶対的に有効であるという訳ではない。たとえばまず（これによつて）正式の仲裁を要請すること、解散、もしくは株式買取契約等の要請の実現が図れなかつたこと、などで実証済みである。

このような現象は、閉鎖的会社の資本の少ないもの、あるいは現金取引をしている様な企業に、最も普通に現われてくるものと思う。その代表的なものとしては、ストアーフロント形式の企業である。そして、その様な会社には、勿論弁護士の草案になる原始定款あるいは附屬定款がある。それ等の定款があるからといって、事業の構成者による努力の結果が、結実されるかというとそうではなくかえつて紛争の場（boiler plate）を提供するようなものである。またおかげ弁護士は、企業の特殊事情を各法律にあてはめようとするから、会社の文書は、詭弁が勞された法律によりその最少限を草案に反映させうる（に過ぎない）。故に株主達は意識的にその様な手段を拒否するようになるから、紛争の構造をみて、（結果的に）そこに重大な（株主の）合意がないことから（色々の）推論をすることは現実的ではないであろう。また、会社関係者としては解決不可能な紛争が起りうるであろう可能性については、何も言わないので常である。もし可能性があつたとしても、設立時の段階では、紛争に対する何等かの草案が望ましいことは、予知出来得るものではない（思う）。また、閉鎖的会社の関係者達は、単に紛争が起りうる事態を予測することを認めないと、いう理由で、紛争に有利な条項（beneficial disputes provision）を拒否することができる。閉鎖的会社はしばしば友人間あるいは親戚者間で合併を行う。（その様な場合）和解不能の紛争に備えて契約を草案することは、かえつて事業共同上、培われた相互信頼を曲げることになる。関係者の一人がそういう紛争の解決を図る株主の契約の

利点を認めてはいても、企業としては、共同者がその様な不信を抱かせる様な条項によつて（かえつて）自分の主張を侵害されるのではないかと考えることもある。〔結局この種の契約は、自己満足にほかならない。〕実際に、〔このよう〕家族会社においては、名うての金銭ぐくの紛争の事件を生みだしているのである。そして、最初の構成員達が十分満足のいく状態を保つてゐる場合でも、関係者一人の死亡で紛争の発端を作る場合すらがあるのである。〔この点については筆者が、前に一六九頁で指摘しておいたところを参照されたい。〕

二 強制的規定（Mandatory Statutes）〔これについては、主に、制定法上の解散についての説明に終始する。〕二・三の州では、株主間の合意がなくても、裁判所に株主の申し立てにより解散の命令をする権限を認めて（<sup>〔一〇〕</sup>）いる。解散の原因となるのは、（1）取締役間のデッドロックにより回復不可能な損害を生じる場合（<sup>〔一一〕</sup>）、（2）取締役の支配が違法で、抑圧的且つ詐欺の様相を示す場合、（3）株主の意見不調で取締役の相続人を選任できない場合（<sup>〔一二〕</sup>）、（4）会社財産が濫用されたり浪費される場合である（<sup>〔一三〕</sup>）。この様な解散に関する法律が、〔存在して〕いても裁判所は、解散が、株主にとって最も利益になると判断することにのり気でないことは色々な事件で証明済であり（<sup>〔一四〕</sup>）、時には、解散そのものが抑圧的方法であるとする判例もある（<sup>〔一五〕</sup>）。また、一・三の州では、解散の強行性を回避する為に解散法に変わるものとして仮取締役を命ずることを許して（<sup>〔一六〕</sup>）いる。（その他）管理人（custodian）を選任できるもの、あるいは、レシーバ（<sup>〔一七〕</sup>）を選任する判例なども見られる。また別に、裁判上その価値が公正なものであると判定された場合、裁判所が、買い取りを命ずる場合もある（<sup>〔一九〕</sup>）。しかし、これ等の救済も、附屬定款の変更あるいは、会社行為の無効というような比較的厳しくない方法によって解決が可能であるような内紛については不適当である。

なかでも通常の制定法上の解散による救済のほか、最も漸新的な適用を示すのは、一九四八年イギリス会社法<sup>(1)</sup>に規定されたサウスカロライナ法である。<sup>(2)</sup>（少なくともイギリス会社法<sup>(1)</sup>の「商務局は、会社の業務が株主の少数派を压迫したりする陳情が、株主からあつて、会社を解散せらるかその他業務執行に關し、適切な方法をとらねるのがよ」と考へた場合には、「裁判所にその決定を申請する」ことがである）この決定は、一九六一年に制定されたサウスカロライナ法は、裁判所に、他の救済が適切かどうかを判断せらるたために、例えば、会社の定款及び附屬定款及び決定条項の無効、並びに会社、株主、及び経営方針の指令及び禁止、あるいは公正な価額で会社及び他の株主によって株式の強制買取等の決定を含めて無制限に判断しらる広大な権限を与えていた。<sup>(3)</sup>（しかしその法律の有効性についてはやはり問題があり、今日までわざが一つの事件しか報告されていないことや証明されよう。）またとくに紛争がそれ程深刻化しないのに、費用、遅滞及び秘密を犯してしまった、訴訟の当事者にならぬのはいらない。更にサウスカロライナ方式は、明らかに司法的紛争の範疇にまで及ぶのであり、この点、イギリス法の歴史とは正反対である。また純粹な経営問題に判断を下す場合、裁判所は伝統に非協力である以上は、サウスカロライナ法がテッドロックまたは、一人及びそれ以上の関係者に対する不当な侵害行為も含む紛争にのみ、適用されぐれどを示唆するのである。別の言葉でいえば、閉鎖的会社の紛争はその有害性が十分に熟すまでは、裁判で争うべきではないのであるとする。

三 司法的発展 立法的発展とは別に、裁判所は閉鎖的会社の株主間には信任関係が存在するに鑑て閉鎖的会社の紛争に対して、新しい態度を開拓するようになつた。以前は、株主が会社の経営ミスを訴追する場合には大抵、派生訴訟に限られていた。その場合株主は、会社の実体に対し（取締役に）負わされた義務違反の立証を、要求され、それ

により賠償（の利益をうるのは）株主よりむしる会社自身であった。信任義務（調査）に関する裁判所の権限の拡大に加えてその救済の範囲も拡大した。ヨーロッパーやヨーロッパでは、例えば、衡平法裁判所は、その救済について裁量し、各々事件毎に変化する情況、及び全当事者の複雑な関係にそろよつて、この救済を削減する権限をもつ。<sup>(4)</sup>これ等の発展により、テッドロックや押収を緩和するため、裁判所に広範囲な権限が与えられたところに關する限りでは、不充分ではあるが、サウスカロライナ法の（み）に近づくのである。<sup>(5)</sup>この様な欠陥は、若し閉鎖的会社の内紛を全て裁判所に任すなりむしる、私的な仲裁に委だすじゆじゆ改良われぬであつた。

- (1) (2) 1F. O'Neal, Close Corporations, supra note 2. §1. 14at 40~45 (Supp 1969); Comment, The Close Corporation and the New Tennessee Corporation Act, 36 Tenn. L. Rev. 352; (1969). Bradley, Toward a More Perfect Close Corporation—The Need for More and Improved Legislation, 54 Geo. L.J. 1146. (1966).
- (2) 株式買取の取扱い（裁判の権限を買取契約に譲りたる点） Kahn, Mandatory Buy Out Agreement for Stock of Closely Held Corporations, 68 Mich. L. Rev 1(1969) 図つべ（権利譲り受け） Folk, Corporations Statues; 1959—1966, 1966 Duke. L. J. 875,954—956.
- (3) 会社解散による Note, Oppression as a Statutory Ground for Corporate Dissolution, 1965 Duke L.J. 128, Afterman, Statutory Protection for Oppressed Minority Shareholders: A Model for Reform, 55 Va. L. Rev, 1043. 1077n. 147(1969).
- (4) 取締役の信任義務違反（詐欺禁止条項違反）があつた場合の紛争は士官の裁判所の管轄である。Firstbrook, The New Fraud Expands Federal Corporation Law, 55 Va.L. Rev. 1103 (1969).

(1) Kessler, Arbitration of Intra-Corporate Dispute and New Law. 19. A.J. (N.S.) (1964) (No.1) 1, (No 2) 85.

(2) Samuel Robert, Mandatory Arbitration as a Remedy for Intra-Close Corporate Dispute, Arb.J 172 su-

pra.

(四) カルベカラヤナ、S. C. CODE ANN. §12—16.22 (a) (Supp. 1969), See also DEL. CODE ANN. tit 8, §§350, 354 (Supp. 1968); Fla. STAT. ANN. §668. 0105(2) (Supp-1969); Md. ANN. CODE art. 23, §104 (Supp. 1969); N.C. GEN. STAT §55—73(b)(1965).

(五) Sternheimer v. Sternheimer, 208 Va. 89, 155 S. E. 2d 41 (1967) ((本件は米国における閉鎖的会社（家族会社）の紛争の一つの典型といふべし。本件の内容は、親から譲り受けた会社を兄、弟及びその子孫達が、争ひものである。事件の概況は次の如である。)の事件の前（一九六四年五月）原告 (Lewis Sternheimer) は被扣 (Nathan Sternheimer) に対する衡平法裁判所に次の主張をした。自分は A 級株式 11 回〇 株及び B 級 (議決権なき株式) 110 株をもつものであり、被告ネイザンは A 級株式 11 回〇 株をもつものであり、マーク (ネイザンの息子) は B 級株式 60 株をもつものである。ヘンリエ (ノヴァイスの父) は一九四九年十一月一七日会社社長としての職を辞し、彼が死亡した一九五三年九月一四日まで、一九四七年契約に従つて取締役会の議長を勤めた。訴状には、マークは一九五四年三月八日事業に積極的に従事するようになり、一九五五年九月八日原告 (ノヴァイス) は会社の会計役を退職し、マークがその職に選任された。それにも拘らずマークは他の会社 (アルデン商事会社) にも従事、その会社に彼の大半の時間を当て、そこから実質的な収入を得、その結果ステルンハイマーの仕事に損害を生ぜしめた。またネイザンは一九六三年一月一五日七十才になり、改正した一九四七年契約によれば、取締役の停年ぎりぎりとなり、会社の経営に活発に乗り出すことなくなりつゝあつたので原告が会社の社長になることをやめたのである (実際は違う)。そんなわけで会社の秘書としての原告は、一九四七年契約の規定の執行を計らうと株主総会及び取締役会を招集した。しかし被告及び彼の妻は、同契約の規定の執行を阻止せんとして同会に欠席をしたものである。そこで原告は一九三〇年契約は無効で、執行が出来ないと並びに一九四七年契約については完全な約因上の欠陥がある旨を主張した。そして裁判所が一九四七年契約を特別履行出来るようにするか、あるいはそれを取消すことが出来るかいずれかの権限をもたしめるかとを請求原因とした。つまり、若し原告が一九四七年契約を取り消す方を選んだ場合、個人としてまた、執行者としての権利・義務は何かといふかとを裁判所が判断及び宣言するかとを要請した。そして特に一九三〇年契約及

びその他原告個人としてあるいは執行者として関係のある権利・義務が一九四七年契約の取消しによって復活されるか否かの判断も求めた。そこで裁判所は一九四七年契約を執行するか否かを同契約を取消すことをも出来ると判決した。

被告はこれに対し原告の主張は裁判所に単なる意見を求めたものに過ぎないという妨訴抗弁 (demurrer) を主張した。抗弁は一九六四年六月三日に、訴状が修正され提出されるならばとのむとに、許可された。尚、同決定に対する上訴は一九六五年一月一九日却下された。

しばらくして一九六四年八月一〇日、原告は、訴状を大分変更して訴を提起した。それによる (a) 被告ネイザン・妻・息子の別の契約及び義務並びに一九三〇年契約以外のものから鑑、原告が要求するのは一九三〇年契約の復活及び一九四七年契約の取消によつて執行出来なくなるか、または、彼または彼の父に悪い影響を与えないで執行できる場合に限つて、一九四七年契約の取消しを行はう」と。またその取消しは、今まで続いている取締役会を変更するものでない」と。(b) 原告は、一九三〇年契約が一九四七年契約の取消しを行はう」と。またその取消しは、現在まで続いている取締役会を変更するものでない」と。(c) 若し裁判所が原告が (b) で請求している救済を受ける資格なしと決定した場合、一九四七年契約の特別履行をすること。(d) 若し資格ありとすれば、原告は、被告達がそれ等の特定の行為を行つて要請するものである」と。(e) 若し (c) に従つて一九四七年契約を執行しなければならない場合は、原告が会社の社長であり、選ばれる資格をもつものである」と、またマークが他の企業に入れる」と、ネイザンが企業経営に活発に介入することを禁止するかとを要求した。

これに対し一九六七年六月三日被告は原告の請求の一部を認め、一九三〇年、一九四七年、一九五四年契約以外には如何なる契約も、義務もない ((a) の事実の否定) と主張した。(審理の過程省略) 審理の結果、(1)マークの行った行為、あるいはこれから行おうとする行為が契約の精神に背するものであるかどうかについては、この段階では明らかではないが、契約それ自身の文言からは、役員が企業外活動に参加することを禁止したり、会社紛争の決定的な行動に深く立ち入つてはいけないことを要求するものではない。一般に取締役、役員は、若し彼等が善意から行為を行い、会社の行う事業に干渉しない範囲でそれをなす場合は、会社自身によつてその行為がなされたものあるいは、それに類するものと看做されるが、会社並びにその株主達に負つてゐる信任義務によつては、個人として他の企業に入れるかとを禁止されるのではない。(19 An.

Jur 2d, Corporations, §1282, p690; Anno, 61 A L R 782, 784) 一般に契約の取消し(resign and cancellation)は、総因の一端と瑕疵のある場合、特に出来るだけ原状態にもどすとする提案がなされ限り、許されない。取消しが正当化されるには求められる履行が、全体的、本質的であつては(漠然としていた)「けた」、として契約の取消しを認めたが、(2) またネイサンの年命についても一九四七年契約の内容に鑑みて、ネイサンを經營から全面的に退却せらるべきは適当であるが、ネイサンには契約内容から見て社長の大〇〇〇相当の報酬を受けける権利があることを認めた。(3) 会社は株式会社であり、会社も役員も取締役も、一九四七年契約を改正した一九四九年、一九五四年契約の規定に拘束されぬ。彼等は、会社の役員に関する規制あることは、役員の相続に関する規定をしたり、前述の規定に触れた他の事柄についての規定を、なすり止めやめなど。ただし会社法が一般によしとする方法によってなら契約を定結するといふ。若し取締役会が会の議長に經營に関するものでない義務を割当てたといふ希望しそれに議長が同意す場合も、その契約を禁止するものではないとした。そしてネイサンの任期は一九六一年一月一五日まで、マークがその後の職に付く、ニュースは会計役を行ない、また給与の決定は、一九四九年契約で毎年三月第三火曜日(株主総会の行われる日)、彼等に支払われる給与の額を指示した)。〔裁判所は、契約に規定した、例えば、役員の定期制、報酬について裁判所は契約に従ふよう指示したが、原告が請求した訴心の被告の信託義務違反についてそれを消極的に解しておのずかぬ。されど専らより、裁判所が株主間の合意(契約)を重視して、やがては放して積極的な判断を怠るべがねか。〕

- (4) Sankin v. 5410 Connecticut Ave. Corp., 281F. Supp. 524 (D.D.C.1968); Model, Roland & Co. v. Industrial Acoustics Co., 21 App. Div. 2d 70, 248 N. Y. S. 2d 387 (1st Dep't 1964).
- (5) 田の州が意図する特別の事情があつ場合は解散を認めたる。Del. Code Ann. tit. 8, §355. (Supp. 1968); Md. Ann. Code. art 23, §104(a)(3) (Supp. 1969); N. Y. Bus. Corp. Law. §1002 (McKinney 1963); N. C. Gen. Stat. §55—125 (a)(3)(1965); Pa. Stat. tit. 15, §1386 (Supp. 1969)
- (6) Kessler, Arbitration of Intra-Corporate Disputes Under New York Laws, 19 Arb. J 1 (1964); 2F. O'Neal Close Corporations, supra note 2, §9.06.

(7) リボンの二つは古典的な判例である。In re Radom & Neidorff, Inc., 307N. Y. 1, 119 N. E. 2d 553(1954)。リハリー・リーナード・マシュー・トマスの死後は、三〇年間に、会社の持株比率は、紛争のない日本版の業を知るにいた。リハリー死亡後妻アンが株式を相続した。兄と妹でありながらトマス、リボンはお互にめぐらかず、リボンが企業を継続する責任があつたがアンは彼に給与を支払わなかつた。リハリーの死後、五ヶ月は企業の維持めぐらかず、リボンが、リボンが制定法上の解散を請求したむりか、その救済を拒否された。しかし、リハリーの死の前に解散、株式買取仲裁の準備が整つておれば、リボンは紛争を解決せらるが、少なからぬみじみな結果を避けられたかもしけなら、(ふ期者はは継つてゐる)。

- (8) Note, Oppression as a Statutory Ground for Corporate Dissolution, 1965 Duke L. J. 128,128n. 1. 及る Model Act §90 を参照。
- (9) たゞ、リーナード・マシュー・トマスの死後は、三〇年の株主が解散を母成立すべし解散が許され、(Md. Ann. Code. art 23 §79A (Supp.1969)) 区分された規定は、リボン・マーク・ヤーシ等によると、N. J. Stat. Ann. §14 A: 12—7(1969).
- (10) (8) まこと Model Act §90(a) ④ と对照的である。
- (11) (ル) 一輪の轍を走る Gidwitz v. Lauzit Corrugated Box Co., 20 Ill. 2d 208, 170N. E. 2d 131 (1960); Strong v. Fromm Laboratories, Inc., 273 Wis. 159, 77N. W. 2d 389 (1956)
- (12) 新生裁決が出来たる、裁判所は、解散の決定をしたがひだ。やがては、新生裁決出頭公後の評価を立て轍を走る Kruger v. Gerth, 16N. Y. 2d 802, 210 N. E. 2d 355, 263 N. Y. S. 2d 1(1965). McMunn v. ML & H Lumber, Inc., 247 Ore. 319, 429 P. 2d 798(1967).
- (13) In Jackson v. Nicolai-Nepach Co., 219 Ore. 560, 348 p. 2d 9(1959).
- (14) CAL. CORP. CODE §819 (West 1955); Mo. ANN. STAT §351.323 (Vernon 1966).
- (15) Del. Code. ANN tit 8, §226 (b)(Supp. 1968); V.a. CODE. ANN §13.1—94(Supp.1968).

(1) Farear v. Pesterfield, 216 Ga. 311, 116 S.E. 2d 299 (1960).

(2) Cal. Corp. Code. §§4658—59(West 1955); ハーバード・CONN. GEN. STAT ANN. §33—384(Supp. 1969); Md. ANN. CODE. art 1.23, §109(c)(Supp. 1969); カレッジ・S. C. CODE. ANN. §31—1—81 (1966) 及び Folk, Corporation Statutes: 1959—1966, 1966 DUKE L. J. 875, 954—56 参照。

(3) S. C. Code. ANN. §12—22. 23 (Supp. 1969)

(4) Afterman, Statutory Protection for Oppressed Minority Shareholders: A Model for Reform, 55 Va. L. Rev. 1043, 1077 n. 147 (1969) 参照。

(5) Helms. v. Duckworth, 249 F. 2d 482, 487 (D.C.Cir. 1957).

(6) 「株主の総会」ではなく、紛争が連邦証券法の禁詐欺条項に違反する場合に限り訴訟可能である。内部の重要な情報を開示せよ、株主が会社の権利と株式を取引する場合に○株主の立場から株主が提起する私密な請求原因 (private cause of action) の責務を負わねばならぬ。Kardon v. National Gypsum Co., 69 F. Supp. 512 (E. D. Fa. 1946) 取締役が不公正な価額で取引した株式を競りて会社に回収し、株主の損失を補てんせよ。被害は株主の派生訴訟と見なされねばならぬ。Schoenbaum v. Firstbrook, 405 F. 2d 215 (2d. Cir. 1968), cert. denied; 395 U. S. 906 (1969). これが「The New Fraud Expands Federal Corporation Law, 55 Va. L. Rev. 1103 (1969) のもとによる。

(7) Sears, Roebuck & Co. v. Camp, 124 N. J. Eq. 403, 411, 1A. 2d 425, 429 (Ct. Err. & App. 1938) は、J. Pomeroy, Equity Jurisprudence §109 (1918) を元にした。巡回裁判所 Roach. v. Margulies, 42 N. J. Super. 243, 126 A. 2d 45 (Super. Ct. 1956) トキナベの事例によれば、巡回裁判所は、適正な利益保護の手段をもつて命令の差止め命令の利権に立ち入り（差止め命令を許容した）、下級裁判所が下した解散の判決を逆転し、下級裁判所が五年を超えた後も定期的に巡回裁判所が事件の継続や管轄権を控えるよう指示した。また、抑圧的多数株主が差止め命令違反を犯した場合にせよ、その明文の規定がない限り、裁判所は清算の指令があれば直ちにシーパーを認定しなければならないとした (Patton v. Nicholas, 154 Tex. 385, 399, 297 S. W. 2d 848, 857—58 (1955))。

## H 米国における閉鎖的会社内部紛争の仲裁契約による解決

四 仲裁契約 (arbitration agreement) 約半<sup>(1)</sup>十年にわたる展開された会社の内部紛争研究で、契約による仲裁が最も有望な救済方法であることが判明。この契約による仲裁は、他の方法と同様、弁護士の援助によること前に草案が作成されるのが要請される。一方、前述したもののとは異なり、それがなければ法律の条文の適用では適切な解決方法が用意された。場合では、紛争の解決が可能である。実際に、仲裁は会社の方針に対する一般的な不公平不満からの生ずる紛争、あるいは法律違反とは思えないような紛争を含んでおり、また解散命令あることはそれ以外の思われるたる救済手段を保証する程の深刻性のない紛争についても、仲裁により解決することができる。更に、仲裁は、通常訴訟より、迅速性、非公開性、経済性の面で優れている。<sup>(2)</sup> 最終的には、その利用であるならば、単に反対当事者の間での和解の交渉を助長するなどだとかである。

普通法上は将来の紛争を仲裁に付する契約は一般に執行されないものとみなされていた（その実績については省略する）。その理由の一つは、株主契約 (shareholder compacts) は、多数決原則及び個別の会社法で具体化された経営上の判断を覆すことが許されず、それがされたらどうである。（しかし）一九一〇年以来（ややと反対の）立法化が一九〇〇年の州で進んでおり<sup>(3)</sup>、しかしながら、ほとんどの各州の制定法が規定する幅が定かでない（のど）、裁判所はしづかに経営方針に関する紛争事件や、この種の紛争は、普通法及び衡平法上裁判不能であるから、仲裁（も）不可能である。

いう理由をしばしば付けた。<sup>(七)</sup>（しかし）ニューヨークでは仲裁契約は当該紛争が司法的な性質のものであるか否かを考慮せずに強行できるという制定法<sup>(八)</sup>を通じてこの障碍を排除したのである。結局、ニューヨーク裁判所は仲裁による契約に、紛争の重要な問題に触れることなく、十分な効力を与えることになったのである。

その他、仲裁契約執行の障礙としては、解散法と、彼等の事業協同体から生じた紛争を仲裁するための代表的な株主契約との衝突の可能性に関するものであった。ニューヨークでは、現在もはや、不満を持つ株主が、裁判所に解散手続を提起することにより仲裁契約を敗北に導くことができないのは明白である。<sup>(九)</sup>（前註一〇）のモスコビッチ事件では、資本の五〇%を所有している株主が解散をもとめた場合、裁判所は他の五〇%をもっている株主が解散手続を停止する旨及び広範囲な仲裁契約（を認めるたまえから）仲裁を強行する旨の申し立てを認めている。

（次に）仲裁の問題が会社の信任義務違反を含む場合、裁判所の選択が問題になる。閉鎖的会社の紛争が株主の派生訴訟を許すか否かの問題にかかる場合、裁判所はしばしば仲裁契約は、公益に反するから強行できないとしてきた。（前註五七貞参照、判例は省略）、また他の裁判所は、仲裁契約は株主の間だけの救済を受けることはできるが、役員あるいは取締役としての株主に対する救済は、（結局それによって得る）利益の眞の当事者は会社であるから受けることはできないとした。この様な厳格な概念主義は、係属している派生訴訟<sup>(一〇)</sup>を停止し、仲裁手続を命じる旨の判決を下した、前述のシーゲル事件で非難された。（本件の）裁判所によれば、株主よりむしろ会社の実体の方を閉鎖的会社紛争の訴訟行為の眞の当事者であるように取り扱うことは、眞実を無視するものであり、多くの仲裁契約を骨抜きにするものであると。何故なら閉鎖的会社の経営者の立場と株主のそれはしばしば一致し、不満当事者に対し、派生訴訟に

おける多くの紛争の終決めをしてしまうことになってしまったからである。<sup>(一一)</sup>ミシガン裁判所でも、同じく、あらゆる訴訟及び、仲裁に関する問題も含む手続の停止を規定することによって、仲裁が派生訴訟による閉出しをうけないよう保護することがうかがえる。<sup>(一四)</sup>たとえミシガン裁判所が既にこの点について判決を下しているからといって、派生訴訟の停止が可能なことは、その判決の言葉の中に多分に含まれていると考えることが出来よう。

それ故ニユーヨークあるいはその他の州の傾向は、（それまでにあった）法律上の権利の正常な配置並び経営方針上の紛争、解散訴訟及び派生訴訟に関して州がもつ権限を変更する場合でさえ、仲裁契約の執行を可能にするのである。その様な傾向は、また最初から大規模会社の為に発展してきた諸原則に厳密に固執するより、契約の自由性、柔軟性に服従することの方が組合形態をもつ会社の内部紛争の解決面で、より多くの希望をもたせるものであるともいえる。表面的にはそのような契約自由に対する服従は、紛争当事者の意思を尊重しようとする裁判所本来の性質の上にのみ現われるものである。しかし、（これにまた）付加する一つのことからが、仲裁契約を自由に執行する判決の中からうかがえる。第一に、裁判所では認識することのできない経営方針に関する紛争を仲裁にかけることを支持する点に関していえば、これ等の事件では、他の株主が（結んだ）仲裁付託書（submission）に、私的裁判所（private forum）の管轄権を強制（力を付与）せしめることによって、各当事者がもつていた固有権（を否定して）仲裁契約を公的に是認することになる。第二に、部分的に解散とか派生訴訟をやめて契約を執行しようとする裁判所の意思是、「デュープロセス」が必ずしも裁判可能な閉鎖的会社の紛争（を審理する場合に裁判所が）最初にもつた判断を裁判所の法に当てはめなければならぬものとは限らないことを意味する。他言すれば、二、三の裁判所では、裁判所が認識

やれたら、よつた閉鎖的会社紛争を取り扱へるが、裁判所が出来るような紛争に対しても判決を下す準備的裁判を認めることが明らかに可能である、という理由で、仲裁を既に受け入れていたのである。

## 五 概観（著者によるやなや筆者として）

「」れで回論文が終了したわけではなく、更にその核心となるべく著者達の苦心の提案がある。つまり、*mandatory arbitration* は（いれば、若し紛争者が仲裁を許可しない場合、つまり、仲裁を認めない意思を積極的に示す場合）、それがどうか、あるいは種類の閉鎖的会社の紛争を強行的に仲裁に付し得るかの問題。命令的仲裁がそれに附帯規定による強行的仲裁では解決不能の紛争の場合、それにより生ずる財産の減少を防止したり、延いては、公序にあたるかの問題。」の法理について、その提案に対する批判、判例等の熟すのを待って後日紹介するといふこと、本稿では割愛する。

以上概観した様に、米国における閉鎖的会社の内部紛争解決の方法は、初期の段階では株主の合意（契約）（stockholders' agreements）が多く採用された。ニューヨークの「一九一〇年仲裁法の採用により、仲裁契約（arbitration agreements）を起草する」とが保証されその基盤がでられ、株主の合意（契約）によって紛争の解決を図らうとする傾向が避けず、その後一〇有余年同じ判例の繰り返しが行われた。しかし仲裁法が一般に滲透し一九四〇年代に入ると、この種の紛争に仲裁を利用しようと試みがなされたが、仲裁契約による仲裁人の判断（award）に対しては、ハーバード、公序に反するところの理由で、無効（判断の撤回が可能である）と終つた。」のことは、米国における「かん Vynior's Case, 4 Co. 299 (1609)」の影響が絶大なものであったかわかる。一九六三年の

ニューヨーク新仲裁法（先の一九一〇年法、一九六二年法、ニューヨーク法）があり、この種の紛争仲裁については、ヨークが果した役割は大きくなる。裁判所は、仲裁契約に基づいて仲裁判断に強力な執行権を認められ等の紛争解決の道は、大きく開かれた。」れにより、従来の株主合意（契約）のパターンは、部分的に仲裁契約にとって変えられたのである。そして部分的に使命を終えた単なる株主合意（契約）に対しても、裁判所は以前の態度を改め積極的に判断するようになった。（前の一九一〇年仲裁法の影響によるものであろう。）それが自身で独自の発展をとげていある。例えば、議決権（拘束）契約（voting agreements）パロキシー制度、議決権信任制度等が挙げられよう。しかし米国においても、閉鎖的会社に関する認識は、日本においてよりは古じええるが、今後も、色々と変化をみせて行くことが考えられる。閉鎖的会社に関する各州立法化をみれば、それはわかると思う。それにつれて閉鎖的会社の内部紛争の態様も変化を見せていくのである。今後も私は、この点についての変遷を注目していくつもりである。日本における、小規模会社の構成株主の眞の意味を闡ねたいのである。

(1) (仲裁契約の過去110余年にわたる発展の研究には次のものがよい) O'Neal, *Resolving Disputes in Closely Held Corporations: Intra-Institutional Arbitration*, 67 Harv. L. Rev. 786, 787 (1954); Note, *Arbitration As a Means of Settling Disputes Within Close Corporations*, 63 Colum. L. Rev. 267 (1963).

(1) Sirefman, *In Search of Theory of Arbitration*, 15 Arb. J. 27, 34 (1960).

(11) *ibid.* at 30.

(12) Siegel v. Ribak, 43 Misc. 2d 7, 249 N.Y.S. 2d 903 (Supp. Ct. 1964) 参照。」の事件で裁判所は、「実用主義の大原則に基いて、当裁判所は、閉鎖的会社内の紛争によって生ずる諸問題を処理するのに仲裁を奨励するものである。仲裁は、訴訟に特有の遲滞を除く、我々がかかるべき事件に要する時間と裁判所から取り除くものである。」(回判例九〇九)

(五) (1)の事件は、新仲裁法の施行後、一度争議が発生した後で、一度解決された。一九六二年四月一新仲裁法の施行後、新仲裁法による解決やれた。

- (四) Hornstein, Stockholders' Agreements in the Closely Held Corporation, 59 Yale L.J. 1040,1051(1950). 日本では仲裁が和解の一種とみなされ、裁判権を拒否する能力がある。三島武司、「取扱い易く紛争解決」日本版に1回。  
 (5) (1)丸大事件の紛争) ニューハンプシャー La. Rev. Stat. Ann. §9. 4201 (1951), ニュージャージー N.J. Stat. Ann. §2 A: 24—1(1952), ニューハンプシャー N.H. Rev. Stat. Ann. §542.1(1955), ニューヨーク R.I. GEN. Laws Ann. §10 —3—2(1957), ニューヨーク Wis. Stat. Ann. §298,01(1958), ニューハンプシャー Conn. Gen. Stat. Ann. §52—408(1960), ニューハンプシャー Wash. Rev. Code. Ann. §7.04.010(1961), ニューハンプシャー P.A. Stat. Tit. 5, §161(1963), (ノードエドモントン)  
 ニューヨーク N.Y. Civ. Prac. Law §7501 (McKinney 1963), ニューヨーク Ore. Rev. Stat. Tit. 5, §33.220(1968), ニューヨーク Mich. Comp. Laws Ann. §§600,5001 to 5035(1968), ニューヨーク Ohio Rev. Code. Ann. §2711.01 (Page Supp. 1969), ニューヨーク Ariz. Rev. Stat. Ann. §12—1501(Supp. 1969—70), ニューヨーク Cal. Civ. Proc. Code. §1281 (West supp. 1970), ニューヨーク Miss. Gen. Laws Ann. ch. 251, §1 (Supp. 1970) (ノードエドモントン)の類似の統治と同一の取扱いである。

- (六) In re Fletcher, 237 N.Y.440,143N.E. 248 ((1924), ニューヨーク州の仲裁法は、普通法上及び衡平法上の個人訴訟を離れては、仲裁を認めない) (MASS. ANN. LAW. Ch 251 §14 (1956))。仲裁可能であれども、仲裁契約の文書中は、果して仲裁種類の紛争を仲裁する範囲が、当事者にあらかじめ明確に定められておれば、仲裁所や、証題が仲裁権を有するか否かを除く、紛争の可能性があれども、仲裁人及び裁判所による決定がなされねば仲裁権は存在しない。In re Uddo, 21 App. Div. 2d 402, 250 N.Y.S. 2d 645 (1st Dep't 1964) 並 Newmeyer v. Bill Chan's, Inc., 23 App. Div. 2d 836,259N.Y.S. 2d 419 (1st Dep't 1965) が比較的だ。

- (七) N. Y. Civ. Prac. Law §7501 (McKinney 1963) の指出は In re Burkin, 1 N.Y. 2d 570, 136 N.E. 2d 862, 154 N.Y. 2d 898(1956) で、仲裁契約の紛争が「証題が係属するべきもの」と限つて有效であると評決したのが述べて居る。(八)

の事件は、多くの事件が多大の教訓の研究（海外商事法務研究、十八卷11頁27）とされる。新仲裁法は成る程、仲裁法の改正に重大な事件である。(九)、(十)の仲裁立法は、(十一)の改正に類似するのである。Mich. Comp. Laws Ann. §600.5025(1968).

- (九) Vogel v. Lewis, 19N.Y. 2d 589,590,224N.E. 2d 738,278 N.Y.S. 2d 236,237(1967) 本件は、会社財産の賃貸に關する選択権の行使は（即ち、仲裁を提出するのを棄却する権利）仲裁を認めたものである。（(十二) In re Siegel 参照）。  
 (10) (興味) In re Myers, 304 N.Y. 656,107 N.E. 2d 512(1952); Zybert v. Dab, 301N.Y. 632,93 N.E. 2d 917(1950) があげた。Mozkowitz v. Surrey Sleep Prods., Inc., 30 App. Div. 2d 820,292N.Y.S. 2d 748 (2d Dep't 1968) によると等の事件は先立つて In re Cohen, 269 App. Div. 663, 53N.Y.S. 2d 467(1st Dep't 1945) で裁判所は、当事者が「全くの紛争」を仲裁しなかつての結果を出でた。Hotcaveg v. Lightman, 27Misc. 2d 573, 211N.Y.S. 2d 533(Supp. Ct. 1960). (九)の起因イヤヤハ事件。
- (11) たゞ原由は、原告のための訴訟を起したのではなく、被告の請求を派生訴訟として取り扱つたものである。43. Misc. 2d at 12,249N.Y.S. 2d at 907.
- (12) 同上。一方、丸大事件のリード一ヶ月後、仲裁法の改正は認められず、当事者が派生訴訟を提起するには、仲裁権の行使を裁判所に委託する形態が採用された。平例解釈類の意図を離縁するに至った。(九)の起因事件。
- (13) Kessler, Arbitration of Intra-Corporate Disputes Under New York Laws, 19Arb. J. 01,16(1964).
- (14) 2F. O'Neal, Close Corporations, supra note 2, §919n. 48.14 (Supp.1969).
- (15) Mich. Sup. Gr.R. 769 (Subrule 769.2(3)). Michigan Procedural Revision pt. 111, at 266 (1962).
- (16) 2F. O'Neal, Close Corporations, supra note 2, §919n. 48.14 (Supp.1969).
- (17) 15G. Hulvey, Arbitration of Commercial Disputes, 15Va. L.Rev. 238,240 (1929); Phillips, The Paradox in Arbitration Law: Compulsion as Applied to a Voluntary Proceeding, 46 Harv. L. Rev. 1258,1259 —60(1933) が参考される。
- (18) 諸君の筆者も同様に補つた箇所は、( ) で示してある。

もちろん、これ等米国の仲裁による会社内部の紛争の解決方法をそのまま日本に導入することは、疑問もあるし、これに否定的な意見が圧倒的であることが予想されるのは、十分承知している。その理由としては、日本では、いわゆる閉鎖的会社の枠を正確に定めるのに色々な難問があること<sup>(一)</sup>である。株主が数百人もいる会社と、親族関係の上に成り立つて、辛うじて株式会社の形態を維持している家族会社が制定法上同列に取り扱われている。これ等の企業は株式会社と、組合的株式会社とを同列に取り扱うところに、いわゆる契約によってなされる株主間の合意である株主契約を阻むものがあると考える。わが国で、この種の契約が定められる唯一の場所は、定款である。しかし、定款そのものは、株主の意思におかまいなしに、定められ、一定の型にはめられてしまう傾向にある。定款作成の過程をみてみれば、設立の段階ではまず会社法に従って行なわれ、問題が生ずれば、各種の解説、判例、通達により撤底した指導が行なわれる。<sup>(二)</sup> 株主の紛争を仲裁にかけんとする旨の合意も、この草案(drafting)の段階で排除されてしまうのである。更に定型化は進み、事実小規模会社の法的実態の調査(『神戸法学雑誌』、小規模株式会社の法的実態(昭和三九年))によれば、定款の作成を発起人自身によつて行うものが比較的多い(五一〇件中一三〇件約四分の一)、という実態の示すように定款作成という組織法の中では最も重大な行為をあまりに軽々しく取り扱うものではないだ

らうか。ただ定款の作成に当つて、「総会の定足数を排除する定款の定めについて」(中川庫雄商事法務研究一八二号)、「代理人資格限定の規定と地方公共団体の議決権行為」(吉田昂、同書一八六号)、「定款に会社役員の定年制を規定することの可否」(水田耕一校閲、同書二三七号)、取締役・監査役の辞任等により法律定款所定の定員数を欠くに至つた場合、変更登記は許されないとの判決(最高裁判、昭四三・一二・一四、同書四〇九号)、がある。裏を返せばそれを定款に規定できないかとの、株主のより新しい定款作成の要求と、現在の定款へのもの足りなさを同判決は提示したものであると考える。

この様に正面から株主間の合意を定款に規定することが現状では非常に困難であることがわかると、必然的に定款を回避する方法が考え出されてくる。例えば、株式の取り扱いについては取締役会が行なうと定め、別に取締役会で細目的事項を定めた様式取扱規則を制定することは、既に慣例になつていて<sup>(三)</sup>いる。米国においても初期のには、この様な金銭に関する便宜上の合意(例えば、株式買取の価額の合意)が発端になつていてある。仲裁契約を日本に導入することに否定的な正龜助教授も、消極的ではあるが株主の議決権契約に対し「仲裁契約は株主が議決権契約の形で会社外において約束する他なく、弱い効果しか期待できない。」とされ、この利用を肯定している。<sup>(四)</sup>

また、これは株式会社の事件ではないが、「合資会社が定款その他内部規定をもつて有限責任社員に業務執行の権利義務のある旨を定めた場合、その定めは有効である」としたものがある。<sup>(五)</sup> この様に集成が人的、組合的なものについては定款の規定は更に任意的であることを考えると、閉鎖的会社の企業形態が組合形態に類似している点とかみ合せて、閉鎖的会社の定款について再検討してみる必要はないであろうか。服部教授も日本の定款のあり方の不自然

それを指摘し、米国の大定款制度を考察され「付属大定款は制定法令および基本定款の規定する範囲において会社運営に関する細かい事項を定める純然たる自治規範であり、その設定、変更には公の機関の関与を全然必要とせず、基本定款のそれに比してかなり簡略化されている。」「わが国でも、本文にいわゆる社則を制度化して、付属大定款的なものにする」とが望ましいと思われるが、現在制度化されていないことを理由にその存在しないし適法性を否定すべきでない」

とし、従来の大定款についてある固定した考え方、画期的な考えを組立られている点は注目すべきである。

ドイツにおいても日本と同様、会社内の紛争に仲裁契約を適用することは困難であろう。取締役の任用契約(Anstellungsvertrages)の撤回(Widerruf)(つまり解任)に関して、仲裁契約によるものではないが、「大定款で、撤回の有効か無効かを仲裁裁判(Schiedsgericht)に委ねる」とはできない。<sup>(六)</sup>つまり仲裁裁判の判断は株主総会の決定と同等の価値しかもたないからである。しかし任用契約の効力に関する紛争もまた争訟性あるものと考えられる場合は任用契約は、その契約から生じた争訟性を仲裁裁判によって判断されることが予見される。<sup>(七)</sup>、とされている。しかしその実例はない様である。ドイツにおいての動向は、後日に譲るとして、日本において現状では、仲契契約は全くみられない。しかし、それでは昭和二十五年、米国法にならない特に閉鎖的会社の内紛解決のために改正されたと思われる商法四〇六〇<sup>(八)</sup>解散判決の制度の利用価値はないのではないかとの批判が出現するのも当然の理であると考える。

(1) ただし、長谷部判事は、中小企業のために特別の株式会社法を制定すべしと主張し、これに対して各界の賛同者を得たことを報告している。「中小企業株式会社法論」自由と正義 No.7.Vol.22(1971)p.5.

(1) 例えば、小規模会社の法的実態調査(神戸法学雑誌一三〇巻四号五六二頁二九表)によれば定款の作成を発起人自身によって行うものが比較的多い(五〇件中一三〇件(1/4))ことが指摘されている。つまり、素人でも十分出来る程、定型化されてしまつた」とを指す。

- (1) 中西正明、注釈会社法(2)五七頁、その説明及び、ひな型について、鈴木竹雄編、定款四〇、二七一頁参照。
- (四) 正龜慶介、神戸法学雑誌一九巻三・四号二九〇頁。
- (五) 最高裁判、昭一四・七・一六、最高裁民集三巻八号二八三頁。
- (六) 服部栄三、株式の本質と会社の能力、一八二頁。
- (七) Möhring Schwarty, Die Aktiengesellschaft und ihre Satzung, 2Aufl (1966), S84.
- (八) 酒巻俊雄、早法四〇巻一號五〇頁。本稿一六九、一七〇頁参照。